イ　性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察における学校教養等の研修を推進する。【警察庁】（２―24）

ウ　障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察における学校教養等の研修を推進する。【警察庁】（２―25）

⑶　海上保安庁の職員に対する研修の充実

海上保安庁の教育機関において、犯罪被害者等支援に係る授業等を行うとともに、職員の任用に応じて、犯罪被害者等支援に携わる者に対する実務者研修や、部署幹部職員に対する研修を実施する。また、メンタルヘルス対策官による心理的ケア等に関する研修を実施することにより、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上等を図る。【海上保安庁】（２―26）

⑷　検察官等の検察庁職員に対する研修の充実

ア　二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実なものとするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応能力の向上に努める。また、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、その尊厳を重んじ、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。【法務省】（２―27）

イ　検察官に対する研修の中で、児童、障害を持つ犯罪被害者等、性犯罪の被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、犯罪被害者等の特性に応じた配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（２―28）

ウ　副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（２―29）

⑸　矯正施設、更生保護官署職員等に対する研修等の充実

ア　矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等を認識した上で、被害回復に向けて受刑者等に謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導等を行うことの重要性等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】（２―30）

イ　仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】（２―31）

ウ　被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とした研修について、犯罪被害者等支援の実務家による講義やトラウマインフォームドケアに関する講義を取り入れるなど、引き続き、研修内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体等において実施されている研修等への参加を促すこと等により、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の一層のスキルアップを図る。【法務省】（２―32）

⑹　法テラスの職員等に対する研修の充実

法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修や、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】（２―33（再掲：４―86））

⑺　公共交通事故被害者等支援研修の充実

公共交通事故被害者支援室にて、支援に携わる職員を対象に年２回実施している公共交通事故被害者等支援研修において、有識者からのトラウマインフォームドケアについての講義や、事故被害者やその家族から話を聞く講義を設けることで、被害者等への心のケアやトラウマインフォームドケアについての理解、浸透を図る。【国土交通省】（２―34）

⑻　交通事故相談員に対する研修等の充実

交通事故被害後の心情に寄り添った相談支援に対して適切に対応するため、地方公共団体の交通事故相談員を対象とした研修等を実施する。【国土交通省】（２―35）

⑼　法曹関係者に対する犯罪被害者等の理解促進

法曹養成のための教育において、犯罪被害者等について理解を深めるよう、法科大学院等に対する犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じ、法曹関係者の理解促進を図る。【文部科学省】（２―36）

⑽　医療関係者に対する犯罪被害者等の理解促進

医学生や看護学生を含む医療関係者が犯罪被害者等の心情やトラウマインフォームドケア等について理解を深めるよう、医療機関や大学等の養成に関わる機関・団体に対する犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じ、医療関係者の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】（２―37）

⑾　学校における相談対応能力の向上等

教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等の心理的ケアに的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等の実施、犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、対応力の向上を図る。【文部科学省】（２―38）

⑿　捜査における配慮等

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】（２―39）

⒀　被害児童からの事情聴取における配慮

警察、検察庁、児童相談所等の連携体制を強化するとともに、警察、検察庁及び児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、警察、検察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を国として支援する。また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進する。

さらに、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。【警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】（２―40）

⒁　障害のある者からの事情聴取における配慮

障害のある犯罪被害者から聴取をする際、その者の特性を十分に理解し、聴取を行う時間や場所等について配慮がなされるよう取り組むとともに、その障害の程度等を踏まえ、適切な措置が講じられるよう取り組む。【警察庁、法務省】（２―41）

３　再被害の防止等の安全確保に関する施策

⑴　警察における再被害防止措置の推進

同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施する。【警察庁】（２―42）